

# 平成31年度 経営所得安定対策の交付金について

## 1. 水田活用の直接支払交付金(産地交付金) [交付面積は1a単位]

【交付対象者】販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

<お問合せ>  
稲美町産業課産業振興係 電話 079-492-9141

・全てにおいて作業日誌の提出が必要です。  
・水稲関係の交付金については、販売契約が必要です。

区分	作物名・内容	交付単価 (円/10a)	作業日誌以外の必要書類・要件等
一般	①戦略作物	麦・大豆・飼料作物	35,000 出荷・販売契約書、出荷伝票等の写し
		WCS(稲発酵粗飼料)用稲	80,000 出荷・販売契約書、出荷伝票等の写し ※近畿農政局と別途協議が必要 ※WCS用稲利用供給協定書が必要
		加工用米	20,000 出荷・販売契約書、出荷伝票等の写し (加工用米については、出荷業者より提出があります)
		飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000～105,000 出荷・販売契約書、出荷伝票等の写し ※近畿農政局と別途協議が必要
	②地力増進作物	レンゲ、ソルガム等	5,000 ※景観形成作物については、平成30年度より交付対象外。
	③地域振興作物	キャベツ、ブロッコリー、スイートコーン、トマト、メロン(出荷販売用)	16,000 キャベツ・ブロッコリー・スイートコーンは10a以上、トマト・メロンは5a以上の作付 出荷伝票等の写し
④その他	果樹	5,000 平成28年以降に新植されたものが対象	
	その他の作物 (出荷販売用)	11,000 出荷伝票等の写し	
⑤担い手助成 (認定農業者、集落営農組織等)	麦	最高 4,000 集落営農・認定農業者等で麦3ha以上作付 (3ha以上の要件のカウントには二毛作の麦を含みますが、加算対象にはなりません)	
	麦	5,000 集落営農・認定農業者等で麦10ha以上作付 (10ha以上の要件のカウントには二毛作の麦を含みますが、加算対象にはなりません)	
	大豆	8,000 集落営農・認定農業者等で大豆1ha以上作付 (二毛作大豆も加算対象となります)	
	地力増進作物 (レンゲ、ソルガムのみ)	10,000 集落営農・認定農業者等で3ha以上作付 (3ha以上要件のカウントには二毛作麦含む) (ただし担い手助成を受けている場合は地力1ha以上の作付)	

※ 主食用米と戦略作物(①)、または戦略作物(①)同士の組み合わせによる二毛作の場合は、上記に関わらず一方に最高15,000円/10aを助成

※ 産地交付金(②～⑤)については国と協議中で変更になる場合があります。

※ 調整水田の不作付地の改善計画田については、31年度中にほ場の一部でも何か作付けを行ってください。

## 2. 畑作物の直接支払交付金 (一部抜粋)

【交付対象者】販売目的で生産(耕作)する集落営農・認定農業者・認定新規就農者(規模要件なし)

項目	内容
六条大麦	数量払い 4,410円～ 6,030円/50kg(等級/ランクによる品質加算を含む)
白大豆	数量払い 8,570円～ 9,940円/60kg(等級による品質加算を含む)
そば	数量払い15,360円～17,470円/45kg(等級による品質加算を含む)

※ 出荷契約書、出荷伝票のほか、出荷数量や品位等検査結果の確認できる書類の提出が必要です。

○交付申請書について  
交付申請書は5月21日(火)までに提出して下さい。  
(5月10日以降は町産業課へ提出)

押印のある交付申請書を申請意思があるものとして取り扱います。(押印のない交付申請書は無効です。)

○交付金対象作物について  
4月1日以降に出荷する作物が対象です。

地力増進作物(レンゲ、ソルガム等)、果樹以外は全て出荷・販売が条件です。

作業日誌・出荷伝票等が必要です。  
※地力増進作物と果樹については、出荷しませんので出荷伝票等は不要です。

○作業日誌・出荷伝票について  
提出時期にお知らせいたしますので、作業日時や内容を控えておき、出荷伝票等を保管しておいて下さい。

台風等の被害で収穫できなかった場合は?  
(通常の1/2未満の収穫)  
→被害確認後、すぐに証拠写真を撮って下さい! 該当する交付金が支払われる場合があります。

※写真、作業日誌、理由書、収穫皆無の申出書が必要です。